

令和3年11月30日

## 日比谷公園大音楽堂 使用ルールについて

日頃より、日比谷公園大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、東京都の基本的対策徹底期間が継続されることに伴い、  
令和3年12月1日からの取り扱いについては、当面の間、下記の通りといたします。

### 記

令和3年11月19日付け「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
『基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』  
([https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_kihon\\_event\\_ryuuijikou.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_kihon_event_ryuuijikou.pdf))  
及び『イベント開催等における感染防止安全計画等について』  
([https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu\\_event\\_kansenboushi\\_anzenkai\\_kaku.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkai_kaku.pdf))」に準ずることとする。

また、その他の具体的な使用ルールについては、「日比谷公園大音楽堂 当面の使用ルール」をご参照ください。

#### 【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388